

基発第0325001号

平成16年3月26日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

申請・届出等処理支援システム（最終案）に対する意見・要望等
に係る本省処理意見について

平成15年3月31日付け基発第0331005号「申請・届出等処理支援システム（第1次案）に対する意見・要望等に係る本省処理意見及び申請・届出等処理支援システム（最終案）について」により標記システムについての最終案を示し、意見・要望等を聴取したところであるが、今般、これに係る本省処理意見を別添「申請・届出等処理支援システム（最終案）に係る本省処理意見」のとおり取りまとめたので参考とされたい。

申請・届出等処理支援システム（最終案）
に対する意見・要望等に係る本省処理意見

平成16年3月

厚生労働省労働基準局

申請・届出等処理支援システム(最終案)に対する意見・要望等に係る本省処理意見

項番	頁	局名	意見・要望等	理由	本省処理意見
1	14	島根	転送元局署において「これは貴局署あて申請がありました、あて先違いであり、〇〇局署に転送しました」旨のメッセージがでるなどの措置が講じられるのか。	申請者には、15ページ「申請者への控えの返却」の項のとおり転送先局署が示されると思うが、仮にそれを見ずに申請者が転送元局署へ問い合わせをしてきた場合、転送元局署で転送先を回答できないため(本省処理意見項番131ないし133においてもこのことに触れられていないこと)。	申請データを転送した場合にメッセージは表示されないが、支援システムの「申請データ検索」メニューより、転送元局署において転送先局署の確認は可能である。最終案44頁「(2)申請データ一覧参照機能」を参照されたい。 なお、理由の中に、「申請者に転送先局署が示される」旨の記載があるが、転送した場合に申請者に自動的に転送先局署が示される機能はない。
2	14～18	京都	申請・届出の総量はシステム導入後も大きな変化はないかも知れませんが、二通りの申請・届出の方法ができることに伴い相当業務量が増える(窓口での受付・処理に加えシステムでの受付・処理が追加)ことが想定されますので、業務処理体制を明示していただきたい。	電子申請受付システムはユーザーが機械を起動して確認しない限り処理が進まず、確認当番が必要になります。開庁時間内は来客や電話を優先して処理することになります。全国的に統一したルール作り(当番のルール)が必要と思われます。	電子申請件数がどの程度となるかは不明であるが、電子申請に係る業務量が相当増えた場合においては業務処理体制について協議することとしたい。
3	15	長野	申請の到達日、転送した署、最終の審査処理署の到達日の記録を確認するようにしていただきたい。	申請の受理の概念が無くなったことから、到達日が重要になる。このことより、到達後の処理の適正が求められる。処理署までに時間が経過した際に、その経緯を明確にする必要がある。	到達年月日および転送先局署については、[申請データ__検索／一覧]画面において確認可能である。 また、転送年月日については、貴見を踏まえ、平成16年度中に[申請データ__検索／一覧]画面の管理項目とすることとしたい。
4	15	京都	不備返戻は審査段階で一括して行うとされていますが、審査段階に至る前に申請要件等に係わる重大な不備については事前に返戻できる仕組みにしていきたい。	窓口受付ではその場で口頭説明を行い迅速な返戻が可能ですが、電子申請ではすべていったん受け取った形で扱われ、不備返戻にはメール作成を必要とし、業務多忙な場合未処理事案の増加が予想されるため。せつかくのサーバチェック機能を生かして自動返戻すべきと思料されます。	申請様式の形式不備(必要項目が未入力)等については、申請様式入力時のチェックにより申請データは送信されない。サーバチェックについては、審査者に対する審査支援機能であって自動返戻を行うための機能ではない。
5	17	長野	基準システムに登録するに、事情場台帳がない場合は、自動的に事業場台帳を作成したうえ、登録できるようしていただきたい。	案では突合となっているが、適用事業場報告等で、新規事業場からの届出が行われた場合、基準システムの事業場台帳作成が行われると業務簡素化になるため。	基準システム上、事業場台帳を自動的に作成する機能はない。
6	31	長野	「転送・申達」「手続終了」した後においても、ミスのため何らかの修正を行える手段を組み込んでいただきたい。	誤って手続終了等としてしまった後、誤りの修正が行えなくなるため。	支援システムにおける審査状態については、「申請データ詳細情報」画面あるいは「受付処理簿__検索／登録」画面で変更可能であるが、この場合でも、誤って「完了」(手続終了)あるいは「転送・進達済」したものを処理前の状態に修正することはできない。
7	45	青森	審査担当者を各業務担当職員全員に配付するようにして欲しい。	複数の審査担当者を定める必要があると想定されるため	審査担当者については当該審査を担当したログインユーザー名が自動的に表示されるものであり、複数の担当者による審査を妨げるものではない。
8	55	新潟	申請データを他局・署へ転送した場合、転送した旨を申請者へも自動通知する機能はあるのか示して頂きたい。	詳細が不明であるため。	ご指摘の機能はない。

申請・届出等処理支援システム(最終案)に対する意見・要望等に係る本省処理意見

項番	頁	局名	意見・要望等	理由	本省処理意見
9	57	北海道	表5-4-5管理項目一覧において、項番22は、「職・氏名」とされたい。	「連絡先氏名」を「職・氏名」とすることによって任意項目であっても職名を記入することが見込まれるため。	表5-4-5の管理項目一覧は、支援システムで管理している詳細情報の名称であり、申請者が入力する時に使用する項目名称ではない。 申請者が電子申請を行う際には、任意項目として「役職」の入力欄があり、申請者が「役職」欄に入力した場合は入力された役職を支援システムで管理する。 審査者は、「申請データ詳細情報」画面から「構成管理情報」の「申請者情報」を表示することにより入力された役職の確認が可能である。最終案66頁「(6)構成管理情報表示機能」を参照されたい。 なお、厚生労働省ホームページには、「厚生労働省電子申請・届出システム操作解説書」が申請者向けに用意されているので、必要に応じ参照されたい。
10	59,88	新潟	文書更新ボタンによる職権修正では、「労働者死傷病報告」の場合は、第1次案の本省処理意見によると「…現行運用においても…明らかな誤字、脱字等の軽微な不備に対して行われているものと理解している。」とあるが、OCIR帳票での申請では、窓口受付時等で把握した詳細や、資格等の有無を災害発生状況欄に記載して決裁を受けているのが実情であると思われる。 本システムでは、このような場合、申請データ補足情報登録機能を活用して詳細等を記載することになるのか。	労働者死傷病報告では、災害発生状況の修正等を行う場合が多々あり、基本的な考え方を確認したいため。	貴見のとおり、審査担当者のコメントを保存する場合は、申請データ補足情報登録機能を活用されたい。最終案88頁を参照のこと。
11	81	長野	「不備内容種別名称」は表5-4-13にあるような記載だけでなく、具体的に「…の項目が…である。」と表示されるようにしていただきたい。	エラー内容をコード表で対応することは業務が煩雑なる。処理を円滑にするためにもエラー箇所を迅速に把握し対処できるようにするため、表示は分かりやすくしていただきたい。	「不備内容種別名称」は当該申請データの不備内容の体系毎の分類であり、「不備内容情報」画面の「不備内容メッセージ」欄に、内容を分かりやすく表示することとしている。表示例については最終案の78頁を参照されたい。
12	84	長野	修正指示書は、担当者の一存で発出できないよう、決裁(あるいは回覧)を行った後とするようにしていただきたい。	組織として申請者に記録の残る方法で指示を行うのであるから、行政決裁が必要である。システム上、何ら検討せず申請者に送信できることは問題があるため。	貴見については採用しない。修正指示書は原則として受理できないものに対して発出するものであり、これは紙申請における窓口でのやり取りと同様である。
13	90	青森	回覧表示について ① 回覧がある場合、アイコン表示されるようにして欲しい ② 「通常」回覧と「緊急」回覧の差異を教示願いたい。 また、「緊急」回覧について、アイコン表示されるようにして欲しい ③ 回覧順序を指定できるようにして欲しい	円滑な回覧が可能となるため	①貴見も踏まえ、回覧が届いた場合には、一般メールあてに通知することとする。 ②回覧種別によるシステム処理上の差異はない。 ③次期開発時以降に検討したい。
14	P90	神奈川	届出書類の回覧については、届出書類1件ごとではなく、月単位等一定期間をまとめて回覧処理ができるようにして欲しい。(回覧処理及び事後処理について、複数件一括して処理できるシステムにして欲しい。)	届出等の回覧は月単位等まとめて実施している署がほとんどであり、1件ごとに実施する必要性がない。また1件ごとに回覧するとなれば、件数から考えて起案者も決裁者も膨大な業務量が想定されるため。	ご指摘の回覧処理については実現済みである。最終案93頁を参照されたい。

申請・届出等処理支援システム(最終案)に対する意見・要望等に係る本省処理意見

項番	頁	局名	意見・要望等	理由	本省処理意見
15	106	新潟	紙申請分と電子申請分の受付処理簿を統合して管理可能とあるが、本システム化することによる定期報告(安衛407等)の廃止等の関連づけはどのようなのか示して頂きたい。	システム化することによる定期報告が可能であれば業務簡素化につながるため。	紙申請のものを全てシステム入力させることは考えていないため、定期報告は廃止しない。
16	116, 231～	北海道	別添3の通番16については、突合、事業場基本情報検索及び基準システム登録を、通番66については、基準システム登録を、また通番95、96等危険機械・有害業務に係わる許・認可申請、届出については、事業場基本情報検索を可能とされたい。	基準システムと連携し、危険機械・有害業務の情報等を基準情報システムに登録するため。	貴見を踏まえ、実現済みである。
17	150	青森	未審査等の申請データを、手続属性ごとに表示できるようにして欲しい	作業効率の向上になると思われるため	貴見については実現済みである。最終案48頁を参照されたい。
18	169	京都	現在安全衛生関係の届出書類は一つの届出書類が膨大な量に及び印刷すれば相当手間がかかることになりましたが、現在受理後全ての届出の審査結果について決裁をとっており、システム導入後の決裁事務(届出書類をいちいち打ち出すのかシステム上で決裁が行えるのか)はどのように行うのか明らかにしていただきたい。また、負担がかからない手法を確立していただきたい。	電子申請であれば決裁も電子的に行うのが合理的と思料されるため。17ページには電子データの回覧機能が記載されているのに、169ページ以降には電子的な決裁機能について触れた箇所が見当たらないため。	電子決裁については、本開発におけるシステム化の範囲外としている。したがって、決裁の必要なものについては、従来どおり決裁を行うこととなる。
19	169～173, 236～243	和歌山	安全衛生法第88条関係の届出については除外して欲しい。	安全衛生法第88条関係の届出関係については、図面等の通信に際して、署、相手側の通信形態が異なり通信速度が遅くなるので、他の申請者の申請書類が遅延となるため。	貴見については採用しない。
20	178	長野	再申請指示を行った後に、再申請が行われず、督促にも応じない場合は、取り下げ処理を行うこととなるのか。(確認)	取り下げ処理については、最終案でも処理内容が明確となっていない。	再申請が未到着の場合の処理基準等の詳細については、事務処理手引を参照されたい。 なお、審査者が再申請の指示を行った時点で、汎用受付システムの処理状況は「手続終了」となり、再申請が行われなかった場合は、支援システムの審査状態が「修正指示済」で当該申請データに関する事務処理は終了する。 また、最終案100頁に示した取下げ依頼は、申請者側が申請の取下げを依頼するものであり、行政側が行う処理ではない。

申請・届出等処理支援システム(最終案)に対する意見・要望等に係る本省処理意見

項番	頁	局名	意見・要望等	理由	本省処理意見
21	178	長野	不備返戻の処理を明確にしていきたい。特に、どの契機に不備返戻となるのか、申請者にはどのように通知されまた表示されるのか、原本管理から削除されるのか等について明確にしていきたい。	不備返戻については、最終案でも処理内容が明確となっていない。	不備返戻は修正指示書を発出することによって行うことになる。修正指示書を発出すると、厚生労働省汎用申請・届出等受付システムから申請者あてに審査終了通知メールが送信され、申請者はメール本文に従い厚生労働省ホームページで修正指示を確認することとなる。 なお、修正指示書を発出しても、申請データは原本管理から削除されない。 また、修正指示書の発出の判断基準等については、事務処理手引を参照されたい。
22	178	長野	届出に法的効力の生じる場合(36協定)の不備について、どのように対処したらよいのか明確にしていきたい。	許認可であると不許可不認定の処分が行えるが、届出の場合、申請は到達しているので、再申請・取り下げに応じないと到達の事実のみが残ってしまう。	形式的な不備(必要項目が未入力等)については、申請データは送信されない。形式的な要件は具備しているが限度基準を超えているもの等については事務処理手引を参照されたい。
23	182	徳島	休業(補償)給付請求において、申請者はどのような入力画面で申請を行うのか明示されたい。	申請者からの照会に対応するため。	厚生労働省ホームページには、手続毎に現行の紙の申請等様式に則した申請等様式画面が用意されており、休業(補償)給付請求の場合は、「休業(補償)給付支給請求書」等のイメージが申請者のパソコン画面に表示され、申請者が必要事項を入力の上送信を行う。 申請者の入力画面イメージは基本的に支援システムの「申請データ文書情報」画面と同様である。休業(補償)給付請求の場合は最終案の183頁に表示例があるので参照されたい。 なお、厚生労働省ホームページには、「厚生労働省電子申請・届出システム操作解説書」が申請者向けに用意されているので、必要に応じ参照されたい。
24	183	徳島	事業主証明、診療担当者証明はどのように確認するのか。また、事業主や診療担当者はどのように証明したことを登録するのか明らかにされたい。	災害の事実、診療の事実を確認するため。	事業主証明については、証明を行う事業主が現行の紙と同様の申請様式等をパソコン画面に表示し、証明欄に入力することにより行う。また、証明後、事業主は電子署名を行う。 一方、医師等診療担当者の証明については、現在のところ、電子署名を行った者が医師等診療担当者であることを証明できる電子証明書が存在しないことから、医師等診療担当者が別途書面に記入したものを、別途郵送等により提出させることとする。 また、証明の確認については、支援システムの画面より審査者が目視で行うこととなる。申請等様式の証明欄は支援システムの「申請データ文書情報」画面から、電子署名は支援システムの「申請者証明書情報」画面から電子証明書を表示し、それぞれ確認を行う。
25	186	徳島	帳票種別番号が未定の表示となっているが、決議書帳票の種類は増やさないでもらいたい。	帳票類が多いため。	決議書帳票の種類は、電子申請開始後も変更はない。 なお、最終案186頁の帳票種別「330」は、現在の休業決議書の出力帳票番号である。

申請・届出等処理支援システム(最終案)に対する意見・要望等に係る本省処理意見

項番	頁	局名	意見・要望等	理由	本省処理意見
26	188	徳島	障害の電子申請後、登録帳票を作成する処理になっているが、休業と同様に電子申請後審査を経て決議書を出力すべきではないか。	電子申請処理において、何のために登録票を作成するのか不明のため。	登録帳票は、OCR入力前に決済が必要なことから、申請データを基に帳票を出力している。
27	190	徳島	診断書のXML文書は、誰がどのように作成するのか。	処理方法が不明のため。	診断書については、現在のところ、電子署名を行った者が医師等診療担当者であることを証明できる電子証明書が存在しないことから、医師等診療担当者が別途書面に記入したものを、別途郵送等により提出させることとする。
28	207,232	長野	時間関係の手続は、手続属性を監督関係に変更していただきたい。	業務区分が明確になるとともに、業務処理権限が、所掌と合致するため。	貴見を踏まえ、労働時間関係の手続は手続属性を「監督系」とする。
29	215	茨城	申請契機が「事業主代理人の選任・解任」のみとなっているが、これ以外の申請契機として「名称・所在地変更」を追加して頂き、併せて労働保険・社会保険への変更手続を同一グループ手続として行えるよう要望する。	「事業主代理人の選任・解任」だけではなく、「名称・所在地変更届」についても徴収一元化に係わるグループ申請の対象手続に係る同等の届出となるため。(なお、最終案の記載があくまで一つの例示であるかは不明であります。が、「事業主代理人の選任・解任」だけを対象としているのであれば追加して頂きたいという趣旨です。)	名称、所在地等変更届については、支援システムで取り扱う手続に関係しないことから、支援システムの対象としない。 なお、参考までに他システムで取り扱う徴収一元化に係るグループ申請対象手続には以下のものがある。 ・事業(所)新規適用(労働保険関係成立届等) ・事業(所)所在地、名称の変更(労働保険名称、所在地等変更届等) ・被保険者氏名・変更(雇用保険被保険者氏名変更届等) ・被保険者資格取得(雇用保険被保険者資格取得届等) ・被保険者資格喪失(雇用保険被保険者資格喪失届等) ・事業(所)廃止(雇用保険適用事業所廃止届等)
30	231	北海道	別添3の通番17の報告は、様式第24号であるので修正されたい。	誤りと思料されるため。	貴見のとおり訂正する。
31	231	青森	電子申請手続一覧「手続属性」分類について、関係法令に基づき分類して欲しい	署において、申請・届出に係る審査担当者を、関係法令ごとに定めているケースが多いため	貴見を踏まえ、労働時間関係の手続は手続属性を「監督系」とする。
32	247	島根	通番385の「あっせんの申請」は、個別労働関係紛争解決法第5条の規定に基づく「あっせん」ということであるか。同法第5条の「あっせん」であれば本システム移行時までに現行の個別労働紛争解決業務取扱要領は改訂されるということになるのか。	電子申請手続一覧では手続に対する根拠条文が記載されていないため。なお、後段は確認の意味である。	前段については貴見のとおり。後段については、別途指示される予定である。
33	一	青森	用語解説を広く掲載して欲しい	労災業務担当者等、基準情報システムに慣れていない職員の理解促進を図るため	貴見を踏まえ、機械処理手引等について、労働基準行政情報システムに慣れていない職員でも平易に操作できるような記載としている。

申請・届出等処理支援システム(最終案)に対する意見・要望等に係る本省処理意見

項番	頁	局名	意見・要望等	理由	本省処理意見
34	一	東京	電子申請・届出に関する申請データは自動的に保管されることとされるが、保存年限の有無が不明であり明記していただきたい。 また、申請データは印刷による場合は写しとして編綴・保管も可能とされるが、行政事件訴訟となった場合の原本との関係を教示又は明記していただきたい。	労災保険給付に関する行政訴訟が増加しており、特に労働保険審査会の裁決まで5年以上経過する事案も少なくなく、行政事件訴訟の対応に支障をきたすことがないよう各種労災請求・申請データの保存年限とその取扱いについて不明であるため。	保存年限は定めていない。現行の文書管理規定の保存年限等を考慮し、外部媒体での保存も含め必要に応じ検討することとしたい。 また、電子申請された申請・届出等については、電子申請されたデータが原本となる。
35	一	東京	36協定及び就業規則の本社一括届出について、第1次案への地方局意見に対する本省処理意見では「処理を行えるよう検討中」とあるが、最終案では示されていない。ついては、当該届出の手続についても他の手続と同様に、十分な周知期間を確保した上で、運用が開始されるよう、その取扱いを明確にしていきたい。 電子申請においても、一括申請を認める場合、就業規則の届出については、就業規則本体を電子化(添付ファイル化)したもののみを対象とし、申請・届出者側の申請アプリケーション及び署等での処理(転送等)が簡易にできるようなシステムとしていただきたい。	現状においても、本社事業場を多数管轄する当局において当該手続の取扱いに多くの業務量が費やされていることから、この低減を図るとともに、特に後段の要望については、さらに電子申請による当該届出の処理のための業務量が増加した場合、処理の遅延等により、行政サービスが低下する恐れがあるため。	電子申請の就業規則の本社一括届出については、貴見を踏まえ実現済みである。36協定の本社一括届出については、貴見を踏まえ現在検討中である。
36	一	東京	最終案では、個別の手続に関する記述が数例のみにとどまり、それ以外の手続については、個別の手続毎に設定される、項目チェック(クライアントPC及び支援システムにおけるチェック)の内容について、全く不明であり、地方局として意見・要望を検討するための内容が不足している。当該最終案は支援システムの全体構成の最終案として位置付け、個別の手続に関しては、別途、案を示すこととし、地方局の意見を聴取する機会を確保していただきたい。	各種手続の処理について、的確な意見・要望を検討・提出するため。	貴見については採用しない。なお、チェックの内容については最終案223～230頁を参照されたい。
37	一	東京	電子申請による場合、別送扱いを許容する範囲を極力限定的なものにとされたい。 特に、就業規則の本体及び意見書、36協定届及び別添協定書、各種許認可申請書及び添付資料については、それらが一体のものとして全てそろった場合に限り、電子申請を許容することとしたい。	別送が多数になった場合、対応づけ等の事務処理を行う上で、極めて煩雑となり、行政の効率化を図ることが困難となるばかりでなく、受理(審査状況のステータスを審査終了に更新する)が遅滞し、行政サービスの低下を招くおそれがあるため。	別途郵送を認めるのは、原則電子ファイル化できないものに限っている。 しかし、問合せ等なく、申請者から添付書類が別送されてきた場合には、返戻することなく受理することとする。
38	一	岡山	ボイラー、第1種圧力容器に関してすべての手続きをシステム化するが、特定機械管理システムも、当該機械について開発がすすんでいるのではないかと。別途情報をいただきたい。	構造・溶接検査申請、設置届に関する書類を電子申請するのではなくては意味がなく、紙申請を残すと返って煩雑である。特定機械管理システムの開発が済んでいるからシステム化するものと思料される。	基準システムの開発計画の中で検討中である。
39	一	岡山	ボイラー、第1種圧力容器については、構造・溶接検査実施後に初めて添付できる書類があるが、電子申請書類にどのようにして添付するのか。	設置届には検査実施後の書類は必要なもので、その取り扱いについて当然検討し、結果が出ているから最終案となっていると思料される。情報を出して欲しい。	ご指摘の「構造・溶接検査実施後に初めて添付できる書類」とは、検査済印が押印された明細書であると思われるが、当該資料については、郵送により受け付けることとしている。
40	一	岡山	ボイラー、第1種圧力容器の明細書について、従来実施してきた割印をどのように電子申請書類に反映させるのか。	当然検討し、結果が出ているから最終案となっていると思料される。情報を出して欲しい。	申請者に対し発出する文書については、紙に印刷されたものを発出するものとする。

申請・届出等処理支援システム(最終案)に対する意見・要望等に係る本省処理意見

項番	頁	局名	意見・要望等	理由	本省処理意見
41	一	岡山	健康診断結果報告書について、現在行っている産業医の記名・押印または署名について、どのように対応させるのか。	当然検討し、結果が出ているから最終案となっていると思料される。情報を出して欲しい。この件については産業医を選任する動機付けの一助になっていることを考慮されたい。	産業医本人が添付した電子署名及び電子証明書が必要となる。
42	一	岡山	休業補償請求書等、多くの労災請求書において、現状行っている医師の証明については1次案意見等処理意見で電子署名、電子証明書にて行うことと回答されている。ところが、医師自身が電子署名、電子証明書を行う実態は望めないと思料され、その結果第3者が電子署名、電子証明書を不正使用の可能性が高くなると心配される。現行の文書請求では発生しないと思われるこれらの不正等の防止を具体的に如何に行うのか。	文書による労災請求においては、多くは医師の署名がなされており、本人が記入したものか否か確認できていたが、忙しい状況にある医師が自身で電子署名、電子証明書の添付は行わないであろうことは推定できる。これが、医師以外の第3者が行う場合は電子署名等の暗号を知ることとなり、それだけ不正が発生する可能性が高くなるのではないかと思料される。この点についても十分な検討がなされ、結果最終案にまとめられていると思われるので情報をお願いしたい。	医師の証明については、現在のところ、電子署名を行った者が医師等診療担当者であることを証明できる電子証明書が存在しないことから、医師等診療担当者が別途書面に記入したものを、別途郵送等により提出させることとする。 したがって、現状では、医師等診療担当者が電子署名を行うことはない。
43	一	岡山	労災保険の請求書の多くには事業主証明が必要であるが、どのように行うのか。	請求者は被災労働者個人であり、事業者が電子申請すべきものでないから、1次案意見等処理意見の「地方公共団体による公的個人認証基盤の整備」が具体的にどのような見込みであるのか、当然検討し、結果が出て最終案となっていると思料される。情報を出して欲しい。	事業主証明については、証明を行う事業主が現行の紙と同様の申請様式等をパソコン画面に表示し、証明欄に入力することにより行う。また、証明後、事業主は電子署名を行う。 なお、公的個人認証については、平成14年12月13日に「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(公的個人認証法)が公布され、平成16年1月29日に施行されたところである。一方、民間認証局については、日本認証サービス株式会社等において既にサービスが開始されており、政府認証基盤における相互認証がなされている。
44	一	岡山	労働者死傷病報告について、図面を電子申請に添付せず、別途郵送されてくる場合、監督署において書類に添付するのはどうするのか。	当然検討し、結果が出ているから最終案となっていると思料される。情報を出して欲しい。	別途郵送を認めるのは、電子ファイル化できないものに限っているので労働者死傷病報告の略図は電子ファイルで提出されることとなる。

申請・届出等処理支援システム(最終案)に対する意見・要望等に係る本省処理意見

項番	頁	局名	意見・要望等	理由	本省処理意見
45 (第1 次案 300)	一	山口	現在、診療費については電子レセプトにより請求できるようになっているところであるが、電子申請に労災様式第5号を追加する予定の有無、及び有りの場合に電子レセプトとの関係はどのようになるのか、教示願いたい。	今後の取扱が明確でないため。	(第1次案に対する意見・要望等に係る本省処理意見からの変更) 様式第5号及び6号については、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」の趣旨等も踏まえ再度検討を行った結果、電子化を図ることとする。 様式第5号及び6号の電子化に伴う業務処理については、別途、事務処理手引によりお示しする。 なお、同様の検討を行った結果、以下の手続についても電子化を図ることとする。 ・ 年金たる保険給付の受給権者の定期報告(遺族) ・ 労災就学等援護費支給対象者の定期報告